

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月25日
【会社名】	株式会社チェンジホールディングス
【英訳名】	CHANGE Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員社長 福留 大士
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
【電話番号】	03-6435-7347
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 山田 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
【電話番号】	03-6435-7347
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 山田 裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,905,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額 3,753,260,000円
	(注) 1 . 本募集は2024年9月24日付の当社取締役会決議に基づ き、ストックオプションの付与を目的として、新株予 約権を発行するためのものであります。
	(注) 2 . 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失 した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場 合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金 額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月24日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)
  - (1) 募集の条件
  - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	30,100個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	3,010,000円
	<省略>

&lt;省略&gt;

(注)4. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの付与を目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	15,500個
当社従業員	25名	8,850個
当社関係会社取締役	18名	4,200個
当社関係会社従業員	15名	1,550個
合計	62名	30,100個

(訂正後)

発行数	29,050個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,905,000円
	<省略>

&lt;省略&gt;

(注)4. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの付与を目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	15,500個
当社従業員	23名	8,300個
当社関係会社取締役	18名	4,200個
当社関係会社従業員	13名	1,050個
合計	58名	29,050個

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

	< 省略 >
新株予約権の目的となる株式の数	3,010,000株 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
	< 省略 >
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,888,920,000円 (注) ただし、下記(注)2.の定めにより、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
	< 省略 >

&lt; 省略 &gt;

(訂正後)

	< 省略 >
新株予約権の目的となる株式の数	2,905,000株 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
	< 省略 >
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,753,260,000円 (注) ただし、下記(注)2.の定めにより、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
	< 省略 >

&lt; 省略 &gt;

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,888,920,000	7,200,000	3,881,720,000

(注)1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(3,010,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(3,885,910,000円)を合算した金額であります。

&lt;省略&gt;

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,753,260,000	7,200,000	3,746,060,000

(注)1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(2,905,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(3,750,355,000円)を合算した金額であります。

&lt;省略&gt;